

2009/12/03

水口真寿美

第三者監視組織検討

1 検討事項

内閣府に設置して ①情報入手 ②事務局機能の点で問題はないか

2 情報入手

① 設置法に、資料提出、意見開陳、説明を求めることができる旨を明記して活用
参考：原子力委員会設置法第25条、消費者庁及び消費者委員会設置法8条

② 省庁を横断した情報共有システム構築

前例のひとつに「パイオネット（P I O—NET）＝全国消費生活情報ネットワークシステム」

国民生活センターが運営・管理する日本最大の苦情相談データベース
都道府県・政令指定都市等にある消費生活センターの端末と専用回線で結ばれている他、端末は、金融庁、公取委、警察庁、総務省、財務省、厚労省、経産省、農水省、国交省、内閣府等の他、消費者委員会、独立行政法人の製品評価技術基盤機構（NITE）にもある

- ※ ・第三者監視組織を厚労省内に置いても、事務局が保有、収集、分析できる情報に限界があるのは同じ
・各部門が透明性を高めること、第三者組織が上記①を活用し、厚労省が求められた資料提出、意見開陳、説明に積極的に協力することが重要

3 事務局

① 総定員法の制約があるのはどこに置いても同じ—政治的な決断の問題

② 調査能力のある事務局採用

新たな採用・任期付公務員・政策調整員等の活用

※ 委員会の委員の選定も重要

公募の導入、独立性を設置法に規定する必要

以上

< 内閣府組織図 >

